

○田川広域水道企業団給水条例施行規程

令和5年4月1日

規程第18号

改正 令和5年12月1日規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、田川広域水道企業団給水条例（令和5年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置等の認定)

第2条 給水装置の種別及びメーターの口径並びにこれを設置する位置は、企業長が認定する。

(共用給水装置の設置及び使用)

第3条 共用給水装置は、1世帯又は1事業所ごとに専用給水装置又は連合専用給水装置を設置することができない者で企業長が必要と認めるものでなければこれを設置し、又は使用することができない。

2 企業長は、災害又は公衆衛生上必要があると認めるときは、共用給水装置を臨時に使用させることができる。

(給水装置の新設等の申込み等)

第4条 条例第5条の規定による給水装置工事の申込みは、様式第1号によりしなければならない。

2 給水装置工事の承認を受けた者は、その設計を変更し、又は当該給水装置工事を取りやめようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

3 条例第8条第2項に規定する工事検査の申請は、様式第2号によりしなければならない。

(工事申込みの取消し)

第5条 給水装置工事の申込みをした後工事申込者の責任とされる理由により工事に着手することができないものについて当該給水装置工事の申込みをした日から3箇月を経過したときは、その工事申込みは取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(給水の申込み)

第6条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長の指定する様式によりしなければならない。

(工事の保証期間)

第7条 企業長が施行した給水装置工事でそのしゅん工後6箇月以内に故障を生じた場合は、企業団の費用で修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の責めに帰すべき事由によるものと認めるときは、この限りでない。

(メーター機能試験の請求)

第8条 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)は、メーターの機能試験を企業長に請求することができる。

(メーター位置の変更)

第9条 メーターの位置は、企業団の都合で変更する場合のほか、その位置を変更することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、水道使用者等は位置の変更を請求することができる。

2 前項ただし書の規定によりメーターの位置を変更する場合は、その費用は水道使用者等が負担するものとする。

(修繕工事の施行)

第10条 条例第25条第2項に規定する修繕工事は、企業長が施行する。ただし、企業長が必要と認めるときは、指定給水装置工事事業者に施行させることができる。

(料金の徴収期日)

第11条 条例第27条第1項の料金は、毎月の月末までに徴収する。ただし、企業長が必要と認めるときは、随時にこれを徴収することができる。

(検針等)

第12条 メーターを検針したときは、その都度検針票に使用水量及び料金を記載し、水道使用者等に通知しなければならない。この場合において、メーターの故障その他の事故により示点が明確でないと認めるときは、その事由を併記するものとする。

(給水装置の検査をする者の証明書)

第13条 職務のため企業団の職員が家屋又は土地に立ち入る場合は、その身分を証明する証票を提示しなければならない。

(講習会)

第14条 企業長は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者その他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施することができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(田川広域水道企業団田川市水道事業給水条例施行規程等の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 田川広域水道企業団田川市水道事業給水条例施行規程(平成31年田川地区水道企業団規程第33号)
 - (2) 田川広域水道企業団川崎町水道事業給水条例施行規程(平成31年田川地区水道企業団規程第34号)
 - (3) 田川広域水道企業団糸田町水道事業給水条例施行規程(平成31年田川地区水道企業団規程第35号)
 - (4) 田川広域水道企業団福智町水道事業給水条例施行規程(平成31年田川地区水道企業団規程第36号)(経過措置)
- 3 この規程の施行の日の前日までに、廃止前の田川広域水道企業団田川市水道事業給水条例施行規程、田川広域水道企業団川崎町水道事業給水条例施行規程、田川広域水道企業団糸田町水道事業給水条例施行規程及び田川広域水道企業団福智町水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和5年12月1日規程第31号)

この規程は令和5年12月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

加入金及び給水装置工事申請手数料については、
田川広域水道企業団給水条例による。

工事写真は、着工前・完成及び各工程等
工事内容がわかる写真を添付すること。

給水装置(新設、改造、修繕、撤去)工事申込書	設計 局長	竣工 局長	受付			設計審査		工事検査				
			年 月 日	着手	しゅん工検査	手数料	円	円	円			
			田川広域水道企業団企業長 住所 申込者		許可条件等		しゅん工検査		しゅん工検査			
田川広域水道企業団給水条例第5条の規定により給水装置工事の申込みをします。 <input checked="" type="checkbox"/> (印)			1. 本管分岐部及び深さの写真には申込者名と詳細図提出 2. 鋼鉄管部分岐についてはメタスリーブ挿入、写真添付 3. 給水分岐口径25ミリ又はメーター口径20ミリ以上については計算書添付 4. メーカー位置は図面に寸法等を記入すること。 5. 仮設工事については本管元止めをすること。 6. 受水槽設置届 7. 備約書添付			口徑別加入金 Φ 円 口徑別加入金(要 不要 保留)						
田川広域水道企業団 給水用途 工事用・一般用 給水栓数			掘削届 給水装置工事 通水届 断水届			材料 明細書						
利害関係人同意書 私所有の家屋、土地に給水装置工事を施行すること、又は私所有の給水管より分岐して給水工事を施行することについて同意します。 家屋所有者 住所 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> (印) 土地所有者 住所 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> (印) 給水管所有者 住所 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> (印)			係長 係 係 審査 係 受付 検査									
給水装置工事委託施行許可願 田川広域水道企業団企業長 住所 申込者 申込者 年 月 日 様 次の指定給水装置工事業者に上記申込みの工事を施行させたいので許可くださるようお願いいたします。 田川広域水道企業団企業長 住所 申込者 申込者 委任 状態 に委任します。 <input checked="" type="checkbox"/> (印) <input checked="" type="checkbox"/> (印) 上記申込みにより工事の委託を受けましたので、田川広域水道企業団給水条例及び田川広域水道企業団給水条例施行規程並びに田川広域水道企業団水道事業指定給水装置工事業者規程を、厳守の上施行いたします。 指定給水装置工事業者 住所 申込者 申込者 <input checked="" type="checkbox"/> (印) <input checked="" type="checkbox"/> (印)										備考 規格例・JWWA		
給水装置工事主任技師者							氏名			氏名		
免状の交付番号							氏名			氏名		

様式第2号(第4条関係)

工 事 検 査 申 請 書

(工事受付No.)

給水装置工事が完了しましたので、田川広域水道企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第14条の規定に基づき工事検査を申請します。

年 月 日

田川広域水道企業団企業長 様

指定給水装置工事事業者

氏名又は名称

㊟

代表者氏名

装 置 場 所			
申 請 者	住 所	着 手 年 月 日	年 月 日
	氏 名	竣 工 年 月 日	年 月 日
工 事 受 付 月 日		指定給水 装置工事 主任技術 者	
工 種		新設・改造・修繕・撤去	
検 査 報 告 書		水量(1/分)水圧(kg/cm ²) 水道事業検査員 ㊟	

給水装置工事検査合格証 (工事受付No.)

装 置 場 所	
装 置 所 有 者	
装 置 使 用 者	
給水装置工事検査の合格を証する。 年 月 日 田川広域水道企業団企業長	
備 考 1 工事検査の日から6箇月以内に工事の過失により施行部分に補修の必要を生じた場合は、無料で補修することになっています。 もし異常を認めたときは、施行した指定給水装置工事事業者へお申出ください。 2 本証は給水装置工事検査の証ですので、給水申込みは別途申込みしてください。	